

# 第21回コロンボプラン協議委員会

## 出張報告

昭和46年2月

海外技術協力事業団

総務部長 角谷 清  
研修第一課 下村 克孝



国際協力事業団

受入 月日 52 3 28	100
84 5 23	36
登録No. 07074	KA

PA 00  
16  
K

## 第 21 回 コロンボ・プラン協議委員会 出張報告

第 21 回 コロンボ・プラン協議委員会は 1971 年 2 月 16 日から 25 日までフィリピン国マニラで開催され、官吏会議（2 月 16 日から 21 日まで）閣僚会議（2 月 23 日から 25 日まで）の二段階に分れて討議が進められ、25 日コミュニケを発表して閉会された。

当事業団よりは、角谷総務部長が政府代表代理として下村研修一課職員が随員として参加し、前者は技術協力委員会及び閣僚会議に後者は特別議題委員会に出席した。なお官吏会議は技術協力委員会、特別議題委員会、及び運営委員会の三つに分れた。

会議の概要以下の通り

(1) 我国代表团、及事務分担

政府代表	在フィリピン大使	ト	部	敏	男
代表代理	外務省経協局参事官	鹿	取	泰	衛
"	" 技協課長	伴	正	一	(運)
"	文化庁国際文化課長	沢	田	徹	(特)
"	OTCA 総務部長	角	谷	清	(技)
"	在フィリピン大使館参事官	山	崎	操	
随員	農林省国際協力課	三	木	好	久(技)
	通産省技術協力課	飯	島	滋	(技)
	外務省経協局政策課	杉	野	明	(運)
	外務省文化事業部文化一課	松	本	和	郎(特)
	" 経協局技協課	勝	俣	芳	郎(運)
	在フィリピン大使館	尾	仲	章	(運)
	"	伊	藤	憲	一(運)
	OTCA マニラ事務所長	北	野	康	夫(技)
	" 研修一課	下	村	克	孝(特)



(2) 出席国

アフガニスタン, オーストラリア, ブータン, ビルマ, カナダ, セイロン, インド, インドネシア, イラン, 日本, クメール共和国, 韓国, ラオス, マレーシア, ネパール, ニュージーランド, パキスタン, フィリピン, シンガポール, タイ, 英国, 米国, ベトナム(計24ヶ国)

(3) オブザーバー

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. アジア開発銀行                  | 8. 国連開発計画(UNDP)       |
| 2. アジア生産性機構                 | 9. アジア工科大学院(AIT)      |
| 3. Commonwealth Secretariat | 10. アジア文部大臣機構(Seames) |
| 4. エカフエ                     | 11. ユネスコ              |
| 5. 国連食糧農業機構(FAO)            | 12. 西ドイツ              |
| 6. 国際復興開発銀行(世銀)             | 13. オランダ              |
| 7. 国連労働機構(ILO)              |                       |

管 吏 会 議  
技 術 協 力 委 員 会

1. 議 題

- (1) 委員長選挙
- (2) 委員会の構成, 付議事項
- (3) 議題の採択
- (4) 技術協力審議会の1969~70年報告書の検討  
⊕コロンボ・プラン事務局の人事, 予算, 広報活動等につき決定を行い, 又, 域内技術協力に関し勧告等も行なう。
- (5) 1969~70年域内技術者研修事業の拡充の進展ぶりのレビュー
- (6) 技術指導者訓練域内センター設置についての調査報告(Feasibility Study)の検討。
- (7) 広報活動についての暫定報告書
- (8) 第22回コロンボ・プラン協議委員会の特別議題提案

- (9) 関係会議で討議すべきことを勧告する議題の選択
- (10) 年次報告書中の技術協力に関する章の草案作成
- (11) その他
- (12) 運営委員会に提出すべき技術協力委員会報告書の作成

## 2. 主要討議

委員会は我方の指名によるタイ代表PIEW-PHUSAVATを委員長に選出した上、議題に従い議事を進めたが主要討議以下の通り

- (i) 技術協力審議会での1969～70年報告書の検討。
  - i) 1969～70年における技術協力の傾向として以下の諸点が指摘された。
    - (イ) 全体として技術協력에支出された金額はコロンボ・プランの下において178百万ドルで前年の200百万ドルに比し減少した。これは主として米国の支出の減少に起因する。
    - (ロ) 研修員受入は6681で前年の6534に比し増加した。  
内訳は米(2893), 日(989), 英(928), 濠(744)
    - (ハ) 専門家派遣は964で前年の1232に比し減少した。  
内訳は米(326), 日(273), 濠(112), 英(104)
    - (ニ) 機材供与は54百万ドルでほぼ昨年をみ。
    - (ホ) 全体の支出の18%が研修員受入, 49%が専門家派遣, 33%が機材供与である。
    - (ヘ) 援助国としては個々の被援助国に共通して有効な援助方策というものはなく, 被援助国の経済発展はその国の経済計画が国民の支持を得ることに大きく依存するものである。
  - ii) 第三国研修計画  
第三国研修は現在のところ主として濠州, ニュージーランド, 米国によって行なわれているが, 他の国も同様な計画を始めつゝあることが指摘された。日本についてはコロンボ・プランの下では未だ行なっていないが他の機関たとえばIRRIではすでにこれを行なっており, この計

画の重要性については承知している旨発言した。

### Ⅲ) 技術協力のエバリュエーション

一般にエバリュエーションの不充分さが指摘されるとともに援助供与国と受益国との共同のエバリュエーションの重要性が指摘された。インド代表が特に後者の点を指摘するとともに、セイロン代表は一昨年我国で行ったエバリュエーション会議の有用性につき言及した。

#### (2) 域内技術者研修事業の拡充の進展ぶりのレビュー

域内において技術者を研修することの重要性は早くから指摘され例年コロンボ会議の重要なテーマの一つであった。この事業を振興するため、1963年濠州代表の提案を契機としてコロンボ・プランは事務局内に域内研修に関するアドバイザーの任命と域内諸国に域内研修連絡官(Liaison officers)の任命を行なうことを勧告した。

この勧告に基づき、それぞれの任命が行なわれたが、本技術協力委員会はこちら研修連絡官の活動が期待に反していること、その理由の一つはこれら研修連絡官の多くは自国の技術研修計画の立案実施に直接携わっていないがためであること。この欠かぬを是正するため、当該国はより妥当な任命を行い、又かかる連絡官をコロンボ会議の代表団に加えるべきことを指摘した。又、域内研修をすすめる方途として、セミナーを開催すべきこと、頭脳流出の問題の解決を計る国連UNITARの調査に留意すべきこと、域内国で高い水準を有する研修期間

"Centres of Excellence"の目録リストを作成すべきこと等が指摘された。

㊦ 域内研修の利点としては以下の如き点があげられている。

- (i) 費用の節約 域内研修は先進国における研修の約半の費用でまかなわれ得る。
- (ii) 自信の増加 当該域内国に必要な自信を培養する。
- (iii) より良い環境 先進国におけるよりも域内国における方が研修生により適した環境を与える結果になることが多く、効果を害さない。

#### (3) 技術指導者訓練域内センター設置についてのフィージビリティ スタディ

域内における技術者、技術知識、教育の不足があらゆるレベルにおいて不足していることは早くから認識され、その水準を引き上げるため域内の

各国現存機関を拡充してから一つのセンターを設けて技術者を指導し、技術水準をあげる教師・指導者を養成すべきことが指摘されていたが一昨年のヴィクトリアにおけるコロombo会議において、この目的を達成するための地域センター設置について、調査を行うことを決め、日本を含め6ヶ国の専門家より成るスタディーチームを結成した。このチームの報告書の本委員会が討議し、報告書に盛られた勧告を受け入れるべきや否やについてかなりつゝこんだ討議が行なわれた。

まず域内にセンターの如きものを設置する必要性については殆ど異論がなかった。米國代表はセンターに代るべき案、たとえばクリアリングハウスの如きものとしてはどうか、センターとした場合のスタッフ、教課程、等につき疑念を表明し、英國もこれに同調しセンターを設置するか否かについてはより詳細な検討が必要であり、今回はスタディーチームの報告を最終的にリコメンドすべきではないと主張した。カナダは報告書の内容には不明な点が多いこと、センター新設の場合は費用は援助国、被援助国双方が負担すべきこと、カナダとしては域内諸国の立場如何を承知したくその上でサポートするかも知れないこと等を述べ、濠州も不明の諸点が明かになればサポートする用意ありとの趣旨の発言を行った。我方よりは訓令に基づき以下の通り発言した。域内における技術指導者の訓練を改善する必要があることは広く認識されており、日本政府は従来よりこのため可能なことは何でも二国間ベースで行って来た。たゞこの問題を現在スタディーチームが勧告しているような多国間ベースの機構の下で、とりあげるべきか否かは慎重な考慮を要すると考える。然し乍らもし域内諸国が本勧告を採択することを希望するのであれば、日本政府としてはこれに応じ、その能力の範囲の中でセンター設置のために協力するに吝かでない。たとえば要請を受ければセンターのスタッフの一員として、通常のコロンボ・プラン専門家の資格で専門家を派遣することも可能であろう。但し、現時点においてはセンター設置にかゝる財政負担については何等のコミットもできない。

本問題について被援助国側で最も強い態度をとったのはパキスタンであったがたとえば、マレーシアは英國をサポートし、フィリピンはむしろ國別の施設の強化を唱える等各国の足並みは必ずしも揃わなかった。

結局長い議論の末委員会は、援助国側より1名、被援助国側より1名計2名のコンサルタントをして事務局との協力の下に更に以下の諸点を調査せしめ、次回コロombo会議において如何なる解決を計るべきかを議することとした。(イ) フィージビリティ スタディーチームの報告書の検討 (ロ) センターの目的の明確化 (ハ) 教課科程、コースの細分 (ニ) センターは新設たるべきか、既存の施設を利用すべきか、又は他に適当な代案ありや (ホ) 経費総額、分担方法。

なおコンサルタントについては米国は世銀を利用すべきことをサジェストしたが、これは反対され、結局、英国、パキスタン、カナダがコンサルタントを派遣する用意ある旨発言があったが何処より出すかは後日の決定に委ねられた。

#### (4) 広報活動についての暫定報告書

本年7月コロombo・ブラン協議会20周年に際して小学生を対象として、エッセイ コンテストが開かれること、その他通常の広報活動について若干の討議があった。

#### (5) 第22回コロombo・ブラン協議会委員会の特別議題提案

以下の4議題が承認された。

- I) アジアにおける地域経済協力 (インド提案)
- II) 開発におけるコミュニケーションの役割 (英国提案)
- III) 開発途上国における環境管理 (フィリピン提案)
- IV) 外国援助の経済発展に与える効果測定 (アフガニスタン提案)

なおI)においてインドが提案しているのは、単に技術協力にとどまらず、広範な経済協力一般であるが、域内の開発途上国間の協力を意味しており、厳密には日本は範囲外であるがこの点は必ずしも明かでない。

II)については英国代表の説明によれば、第20回協議会でも提案されたもので、域内、域外のマスメディアに関する事項である。

IV)についてはアフガニスタン代表が審議最終日に突如として出席し、提案したもので、委員会全体としていささかアンバランスさせられたがアフガンは、強引に



これを挿入させた。

(6) 関係会議で討議すべきことを勧告する議題の選択

本議題の下でインド代表より次の六点を選択する提案がなされた。

- (イ) 二国間援助の減少を招かざる多数国間援助の増大
- (ロ) プロジェクト別の援助より国別計画の援助への移行
- (ハ) 機材供与と専門家派遣のアンタイイング
- (ニ) 専門家の質の向上と量の増大の関係
- (ホ) 多数国間技術協力において被援助国内の専門家の活用
- (ヘ) ローカルコストの減少

A I Tのオブザーバーより長期援助計画の必要性が述べられた。

フィリピン代表よりはローカルコストの減少が、パキスタン代表よりは長期計画の必要性和ローカルコストについて発言があった。之に対し米国代表は援助の実施には立法府の制約を毎年受けねばならぬ次第を説明したがインド代表はノルウェー、デンマークの例を引き、たとえ予算自体は、一年毎に編成する必要があっても、援助計画は長期にわたって樹てることが可能なる旨発言した。

かして種々議論の応酬があったが、関係会議では時間も限られているので真に重要な議題で、進展が期待し得、且つ、関係に意味あるブリーフを行い得る議題に限定すべきことが先進国側より強調され、後進国の若干もこれに同調し、結局以下の4つの議題にしぼられることになった。

- (イ) 二国間援助から多数国援助への移行が技術援助量の増減に及すべき影響
- (ロ) 機材供与と専門家派遣のアンタイイング
- (ハ) 多数国間技術協力において被技術国内の専門家の活用
- (ニ) ローカルコストの減少

管 吏 会 議  
特 別 議 題 委 員 会

1. 議 題

- (1) 議長の選出
- (2) 議題の採択
- (3) 特別議題“ 国際協力における教育協力の役割 ”の討議
- (4) 次回（第2回）協議委員会の特別議題の提案
- (5) 関係会議で討議される主要議題の選択
- (6) 年次報告書のための特別議題の章の草案作成
- (7) そ の 他
- (8) 運営委員会に提出する本委員会のレポートの作成について

2. 主 要 討 議

委員会はパキスタン代表の指名によりカナダ代表の駐タイ、コックス大使を委員長に選出した後、議事に入ったところ主要討議以下の通り。

- (1) 今回の特別議題である“ 開発のための教育に対する国際協力 ”については、① 教育の拡充と経済社会開発、および② 教育拡充に対する国際協力の2点について事務局の用意したワーキングペーパーを中心とし、フリーディスカッションのかたちで討議が行われた。概要は次のとおり。

1) 開発のための教育

教育は経済社会の開発にとって重要なものであるが、教育拡充の目標が観念的なものになると、開発プランの実施にあたって支障をきたすことになる。それをさけるためには、開発の一般目標および各国の経済、社会の状況に応じた教育制度をつくり、教育を開発に役立て、最大限に利用するよう各国は努力しなければならない。これに伴い、各国の教育関係者が現在直面している大きな問題は人口増加に伴う教育制度の整備、

施設の拡充であるが、量的拡大と教育の質的向上を平行して進められないことである。これの解決のためには、あらゆるレベルの教員の養成、特に理科と数学の教師の養成であり、同時に、教職員養成機関の整備強化であろう。

これに関連してわが方から、日本では、師範教育において、教師の人間形成に重点を置き、伝統的家族主義の倫理と英国紳士の自律精神、アメリカの開拓者精神を基調とした教師像を育成したとの発言がなされた。

又、学校場でなされる普通教育以外に、勤労青少年のための成人教育や職業技術教育の整備の必要もあるとの意思があり、これに対して韓国代表より、教育はあくまで人間形成のためであり、経済発展のための職業技術教育のみを重視してはならないとの発言もあった。

又、最近のグリーン・レボリューションに伴い、農業部門技術者の需要の増大、及び一般農民への新知識普及が急務となっており、オブザーバーのFAO代表より、域内の農業関係研修機関が、これら人材の養成に協力するならFAOは資金的、人的に援助の用意があるとの発言があった。

## ii) 教育技術の改善

人口増加に伴う就学児童の増加及び知識、技術量の増大に対処するためには、教育施設の拡充整備と教育技術の改善が必要である。

米国代表より、新しい教育技術を利用することにより、量的問題は解決されるはずであり、それには、教育技術の研究、特に① マスコミの応用、② 教育カリキュラムを各国の社会経済状況に応じて改革すべきこと、③ 現地における教材の開発及び各地方にマッチした校舎の建設などがあげられたが、被援助国側より、教育制度の保守性のため、新しい教育技術が利用できないこと、およびマスコミ等の未発達指摘され、今回大きくとりあげられた人口問題に対処するためにはやはり、初等教育施設の整備、及び教職員養成の急務が痛感させられた。

## iii) 国際援助のあり方

教育協力においては特に下記の点に留意すべきであろうとの指摘がなされた。

(イ) 各国の教育制度の改善や援助の活用方法については、特定分野の各々の専門家サーベイトームによる総合的調査が必要、これに関連してわが方から、日本ユネスコ国内委員会が計画している教育プログラム援助のための専門家グループよりなるモデルチーム派遣計画の紹介と、教育援助と関連して、(1)教育制度はその国の歴史的背景や文化社会などと深くかゝわっているもので、効果的な教育協力を行なうには、相手国の文化、社会などについての深い理解が必要であり、今後アジア地域に対する調査研究機関の拡充に努力したい旨発言がなされた。

(ロ) 教育行政や企画立案の専門家を含むハイレベルの人材養成。

(ハ) 新しい教育技術の開発研究。

(ニ) 人口の問題に対する認識を深めるための教育プログラムをつくること。

(ホ) 域内の訓練施設を最大限に利用すること。

これについてはコロombo・プラン事務局において利用可能な諸施設をリストアップし、加盟各国に配布することが勧告された。

(ヘ) 援助の客観的測定。

今までの援助国側からの評価ではなく、被援助国も含めて、エバレーションを実施すべきである。これについてコロomboプラン事務局は、帰国研修員がどのように活用されているかの報告書の様式をつくり技術協力審議会に提出することが勧告された。

(ト) 受入れ国は専門家に対するオリエンテーションを徹底すること。

(チ) 城内から専門家を先進国に派遣することの可能性、又逆に、先進国から城内の施設に留学生を受入れること。

(リ) 海外で研修を受けた留学生、研修員は研修終了後たゞちに帰国して自国の開発計画に参加させるように、各国、お互いに努力すること。これは1969年カナダのヴィクトリアで開かれた第20回会議でもとりあげられたいわゆる“頭脳流出”の問題で、今回も城内諸国から先進国における研修は必ずしも各国のneedに合致していなかったり、修得した技術知識の水準が高く、帰国後、本国において有効に活用さ

れ得ないこともあり、頭脳の浪費（Brain-Waste）である、等の発言があり、これに対して先進国側からは、①研修費が研修終了後ただちに帰国すべきことは、研修員又は留学生個人の問題である。又、受入国で取得した学位や資格を帰国後、自国の学位資格と同等に認めるような処置をとられたい（ニュージーランド）、②留学生の派遣国側は一定の条件の下で帰国後の就職を保障するよう考慮されたい、③先進国への頭脳流出防止の点では、域内施設の活用、第三国研修の奨励（FAO, AIT）などの意見が出された。この問題は、留学生、研修生の自覚の問題であるが、派遣国側の経済社会体制の整備を待つものであろう。解決方法として

①他国での研究成果に対して、自国での研究と同じように、degree や diploma を賦与できるように、域内各国の大学間でとりきめを交すようにすること。②コロンボプラン事務局は、研修員の Nomination Form に帰国後の就職保障の項目をいれて、同 Form の改訂案を技術協力審議会に提出することなどが勧告された。

以上の討議から、第三国研修、域内国からの専門家の派遣、援助の測定には供与国だけでなく、受入国も参加すべきであるなど、域内諸国が自助努力の必要性を認識していることが感じられた。

(2) 次回（第22回）コロンボプラン年次協議会の特別議題について

- ① 「開発におけるマスコミの役割」
- ② 「低開発国における人材の流出」
- ③ 「低開発国における科学及び技術の役割」

の三案が運営委員会に回付された。

(3) 閣僚会議で討議される主要事項の撰択

各国代表から提案された項目のうち、次の五項目を運営委員会に推薦することになった。

- (1) 環境保全計画及びその教育、社会、経済との関連
- (2) 開発のための教育に従事する人材養成を目的とする地域機関の役割

- (3) 外国において取得した学位資格の自国における承認の方法
- (4) 技術協力の客観的評価の必要性及びその方法
- (5) 学校教育と学校以外の教育との関連及びその優先順位

## 官史会議運営委員会

### 1. 審 議 概 要

運営委員会審議のハイライト（我が国関心事項を含む）は次の通りである。

- (1) 年次報告第2章（今後の課題）の原案作成作業会議事務局（フィリピン政府）の当初案は不評で別に起案小委員会を設置して最初から作り直すこととなり、この小委員会が運営委員会における最必要機能を果たす結果となったし、また我が代表国の最も活躍した場ともなった。

運営委員会を通じて、現在世界的に課題となっている援助量、援助条件、アンタイ、デットサービス、環境等の問題は総ざらえに討議されたがその中で最も議論が盛り上った事項は次の三点であった。

- (イ) 開発に関連しての社会正義（富の分配、機会均等など）
- (ロ) 人口問題（人口政策全体とそれにおける、いわゆる家族計画の位置づけ）
- (ハ) 輸出信用（リファンナンス分野における援助の問題）

- (2) 憲章及び規則改正（分担金問題）

議論が紛糾して丸々1日を費した結果、協議会から審議会に対して次のような規則改正案の検討を促すこととなった。

従来通り均等配分の制度を維持しつつ、GNPが10億ドルに達しない国については半額とする。

審議会が加盟案の同意をとりつけこのラインで規則改正を行う場合、

1970～71年を例にとると一般加盟案の分担金は8,185ドルから9,354ドルに変更されることになる。

(3) 閣僚会議主要審議項目の選定

技術協力、特別議題の両委員会の希望項目をも合せ検討した結果、次の5項目が選定された。

- (イ) 社会正義を伴う経済発展の政策的意義
- (ロ) 発展と教育
- (ハ) 人口政策と対外援助の役割
- (ニ) 機械供与を専門家派遣と別個に行う問題及び技術援助計画に開発途上国の専門家をより活用する問題
- (ホ) 援助に対する国民の態度

(4) 第23回協議会の本邦誘致問題

わが方はコナリー事務局長と非公式に事前協議し、順位として我が国より先になるニュージーランド、米国の意向打診を依頼しておいたところ、運営委員会の討議で第22回協議会が(開催地ニューデリー)1972年秋とされたため、(事実上1年休みとなる)ニュージーランドは第23回協議会(1973年秋)誘致の意図表明を行った。(1972年なら総選挙のため辞退の意向が強かった)。

従って第23回協議会の本部誘致の可能性は一応なくなった形である。

## 閣 僚 会 議

第21回コロンボプラン協議委員会閣僚会議は、ロムロ比外相を議長として開かれ我方よりは代表として駐比ト部大使が代表代理として鹿取経済協力局参事官、伴技術協力課長、山崎フィリピン大使官参事官及びOTCA角長(総務部長)が出席した。

主要討議事項は以下の通り、なお閣僚会議の討議はその前に行なわれた官  
史会議の討議を基礎として行なわれたものである。

## 1. 主要議題

(1) 社会正義 (Social justice) を伴う経済発展の政策的意義。この議題の狙いは要するに経済発展も富の分配、機会均等、等社会正義の伴わないものは国民の内の disparity を増大するもので好ましくなく、経済援助も社会正義を伴うべきものであるという趣旨でパキスタン、インド等後進国側が強く提議した議題である。インド代表は長々と自国の社会主義政策について述べ若干の後進国側からもその重要性が述べられた。

之に対し先進国側はその重要性を認めつつもニュージーランド代表は、社会主義政策よりも個人企業、自由経済の尊重と活用がその目的のために最も有効であることを強調し、米国代表も分配の前に生産があらねばならぬと主張した。結局会議は社会正義を伴う経済発展を達成するための具体的方策は一に個々の政府の責任であることに意見一致した。

### (2) 発展と教育

経済発展のためには現在の教育制度を再検討すべきこと、特に正規 (formal) の教育でなく、non-formal (成人教育や職業技術教育) を教育をより拡充すべきことが強調された。

### (3) 人口政策と対外援助の役割

農村人口により有効な避妊方法を見出しこれをひろめることが必要であること。このための援助はマルチの援助の方が望ましいこと等が討議された。

### (4) 機材供与と専門家派遣のアンタイピング、後進国の専門家の活用

若干の後進国での特殊な分野では先進国よりの専門家を必要としないレベルに達したものがあり、かゝる分野では専門家派遣とは切り離して



機材供与が行なわれることが望ましいことについて意見が一致したが先進国側の条件に関する発言次の通り。

日本 従来は専門家と機材供与をパッケージでやるのが最も有効であったからこうして来たが、パッケージを止めることを検討してみたい。

ニュージーランド ニュージーランドの政策は常に pragmatic であり practical である。援助は要請があって始めてやるものだから専門家が望まれないならばそれも結構である。いずれにしても後進国と consult してやって行きたい。

豪州 従来よりタイかアンタイかはケースバイケースで決定しており決してタイを insist しない。後進国の専門家を代りに使うには何かマルチの場をつくる必要がある。

英 インドの条件提案は "Capital Assistance" として提案されるべきものと思う。第三国の専門家利用はマルチのアレンジが必要  
必要である。

#### (5) 援助に対する国民の態度

ラオス代表が援助が都市人口に結びつき農村人口に浸透しないこと、  
ヴィトナム代表が現在は援助が余りにも軍事に関係ある部門に行なわれていること、  
ニュージーランド代表が後進国の自助努力が必要なことを述べニュージーランドは或る面では後進国であるが、今後も GNP 1% の目標に向って援助を続けて行く旨のべた。我方より昨年10月行った経済協力についての輿論調査の結果についてのべ、国民は日本が世界で第4位の援助供与国であることは良く知らぬが援助を行うべきことの重要性は良く知っていること、然し日本としても種々行うべき国内政策のため予算に限度があり、よって援助が被援助国においてどの様に使われているか承知できれば援助政策上有効なる旨発言した。

## 2. 年次報告書草案の承認

官史会議によって準備されたコロンボプラン年次報告書を承認した。

### 3. 官吏会議の勧告の承認

官吏会議の運営，技術協力，特別議題の各委員会の諸報告中にもられた勧告を承認したが主なるもの次の通り。

#### (1) 憲章及び規則改正

運営委員会の勧告を承認

#### (2) 技術者教師訓練地域センター設置検討のため援助国，被援助国よりそれぞれ一名のコンサルタントを出して更に検討をつまけるとの技術協力委員会の勧告の承認

### 4. 次回会議

次回（22回）会議は明年秋ニューデリーで行うこと，特別議題は「頭脳流失」とすること。明後年の会議はニュージーランドが招請の意図があることが承認された。

The Board of Directors of the University of California, San Diego, met on December 15, 1990, and held its regular meeting on January 14, 1991. The Board met again on February 14, 1991, and on March 14, 1991. The Board also held a special meeting on December 15, 1990, to discuss the proposed merger of the University of California, San Diego, and the University of California, San Diego, San Diego State University. The Board also held a special meeting on December 15, 1990, to discuss the proposed merger of the University of California, San Diego, and the University of California, San Diego, San Diego State University. The Board also held a special meeting on December 15, 1990, to discuss the proposed merger of the University of California, San Diego, and the University of California, San Diego, San Diego State University.